

## 家庭ごみ有料化制度について

<家庭ごみ有料化制度の主な検討事項>

1 目的と期待する効果

2 家庭ごみ有料化制度の仕組み

(1) 料金体系

(2) 徴収方法

(3) 対象品目

(4) 料金水準

(5) 手数料の減免等

(6) その他

前回の説明事項

資料の内容は前回と同じものです

新たにご意見をいただきたい事項

3 制度導入にあたっての留意事項等

- ・ 市民への周知
- ・ 不適正排出、不法投棄への対応
- ・ 手数料収入の使途、活用方法
- ・ その他

# 1 目的と期待する効果

## (1) 目的

本市においては、ごみ処理の現状と課題を踏まえて、さらなるごみの減量・資源化を図ることを目的として、家庭ごみ有料化制度の導入を図るものである。

### ① ごみの発生・排出抑制

排出量に応じて、排出者がごみ処理費用の一部を負担することで、費用負担を減らそうとする経済的な動機づけを活用し、ごみの発生・排出の抑制を図る。

### ② 分別排出の促進

ごみの発生・排出の抑制に加えて、資源物の分別排出を促進することで、ごみ処理量の削減と資源化の推進を図る。

また、ごみの減量、分別に対する市民意識の向上により、ごみ減量・資源化につながる市民の行動を促進することで、可能な限りごみが出ない環境の定着に向けて、環境にやさしいライフスタイルへの変革につなげていく。

例) マイバッグの活用、簡易包装の選択、食べ残しの削減、  
リユースショップの活用、雑がみの分別 など

## (2) 期待する効果

ごみの発生・排出抑制及び分別排出の促進の効果に加えて、次のような効果が期待できる。

- ごみの減量に努力する市民と、減量の努力をしないでごみを多く排出する市民との間の、ごみ処理の受益に応じた負担の公平性の確保
- 最終処分量の削減と埋め立て処分への依存の低減
- クリーンセンターの建て替え規模の縮小による建設費や運営費の削減
- ごみ焼却等に伴う温室効果ガスの排出抑制

(参考)

## 答 申

「市川市廃棄物減量等推進審議会 答申（平成 26 年 12 月）」（抜粋）

### 2 さらなるごみの減量・資源化に向けた施策のあり方

#### （４）経済的手法の活用

##### ① 家庭ごみ有料化制度の導入

家庭ごみ有料化制度は、ごみ処理に対する意識改革につながり、費用負担を減らそうとする経済的な動機づけが働くことにより、ごみの排出抑制や分別を促進するとともに、ごみ処理費用の負担の公平性を高めていくために有効な手段と考えられ、当審議会の過去の答申においても、制度導入を推進する内容が含まれている。

家庭ごみ有料化を進めるには様々な問題があるが、市川市はごみの最終処分を市外に依存しており、ごみ減量・資源化の努力が強く求められること、また、概ね 10 年後には多大な費用を必要とするクリーンセンターの施設更新が必要であり、少子高齢化に伴い財政状況が厳しさを増すなかで、ごみ処理・資源化を安定的に進めていくための財源確保も求められる状況にある。

このような市川市のごみ処理を取り巻く状況を踏まえると、家庭ごみ有料化制度の導入について具体的に取り組む時期に来ていると考えられることから、制度を導入する方向で検討を進めていくべきである。

## 基本計画

「市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 27 年 5 月）」（抜粋）

### 第 4 章 目標を達成するための施策

#### 4-3 発生抑制・排出抑制プラン

##### （５）経済的手法の活用

##### ① 家庭ごみ有料化制度の導入の推進

家庭ごみの有料化は、ごみ処理に対する意識の改革につながり、ごみ減量と分別を促進し、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性を高めていく上で有効な手段であることから、燃やすごみ等を対象にした制度の導入を進めます。

なお、制度導入にあたっては、制度の内容に加えて、本市におけるごみ減量や家庭ごみ有料化の必要性を市民に分かりやすく説明していきます。

## 2 家庭ごみ有料化制度の仕組み

### (1) 料金体系

#### ① 手数料の料金体系

手数料の料金体系には様々な方法が考えられるが、大別すると「排出量単純比例型」と「一定量無料型」に分類できる。

料金体系の設定にあたっては、ごみ減量効果、市民の分かりやすさ、制度運用面等を考慮する必要がある。

#### ② 他市の状況

有料化を実施している 457 市のうち、430 市（94.1%）が排出量単純比例型を採用している。

（東洋大学 山谷修作教授ホームページ「全国都市家庭ごみ有料化実施状況の県別一覧」（2015 年 4 月現在）による）

千葉県内においては有料化を実施している 20 市中 18 市が排出量単純比例型を採用しており、君津市と野田市が一定量無料型を採用している。

なお、君津市は平成 28 年 4 月より一定量無料型から排出量単純比例型へ移行する予定である。

### ③ 料金体系の比較

	① 排出量単純比例型	② 一定量無料型
料金体系図		
料金体系の仕組み	<p>排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。単位ごみ量当たりの料金水準は、排出量にかかわらず一定である。</p> <p>例えば、ごみ袋毎に一定の手数料を負担する場合には、手数料は、ごみ袋一枚当たりの手数料単価と使用するごみ袋の枚数の積となる。</p>	<p>排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。</p> <p>例えば、市町村が、ごみの排出に必要なごみ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入するという仕組みである。</p>
利点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度が単純でわかりやすい。</li> <li>・排出者毎の排出量を管理する必要がなく、制度の運用に要する費用が他の料金体系と比べて安価である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。</li> </ul>
欠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金水準が低い場合には、排出抑制につながらない可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用負担が無料となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を抑制するインセンティブ（動機付け）が働きにくい。</li> <li>・排出者毎の排出量を把握するための費用（例えば一定の排出量まで使用のごみ袋の配布のための費用）が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。</li> </ul>

※「一般廃棄物処理有料化の手引き（平成25年4月 環境省）」から作成

(参考) 一定量無料型の事例

### 君津市の家庭ごみ有料化制度の概要

#### 1. 現行制度

- (1) 導入時期 平成 12 年 10 月
- (2) 対象品目 可燃ごみ、不燃ごみ
- (3) 徴収方法 指定ごみ袋制
- (4) 料金体系 一定量無料型

①無料分 (各世帯に引換券を郵送し、指定袋取扱い店で交換)

世帯区分	可燃ごみ		不燃ごみ	
	袋の容量	無料の枚数	袋の容量	無料の枚数
1 人 (単身) の世帯	小 (20 リットル)	90 枚	大 (40 リットル)	20 枚
2~4 人の世帯	中 (30 リットル)	90 枚	大 (40 リットル)	20 枚
5 人以上の世帯	大 (40 リットル)	90 枚	大 (40 リットル)	20 枚

②無料分で不足した場合の指定ごみ袋の料金 (10 枚入り)

袋の容量	可燃ごみ	不燃ごみ
小 (20 リットル)	900 円	900 円
中 (30 リットル)	1,350 円	1,350 円
大 (40 リットル)	1,800 円	1,800 円

#### 2. 有料化制度の改正

- (1) 改正内容 平成 28 年 4 月 1 日から、料金体系を「排出量単純比例型」に改正  
《指定ごみ袋の料金》(10 枚入り) ※1 リットルあたり 1 円

袋の容量	可燃ごみ	不燃ごみ
小 (20 リットル)	200 円	200 円
中 (30 リットル)	300 円	300 円
大 (40 リットル)	400 円	400 円

(2) 料金体系を改正した理由

- 平成 12 年度以降、ごみ量は 3 割以上減少したが、最近は若干増加傾向にある。
- ごみ処理経費に対するごみ袋代などの歳入が、他市町村に比べて低い。
- 現行制度 (一定量無料型) が、必ずしも公平とはいえない。

#### ④ 本市における料金体系

本市においては、

- ・仕組みが単純で、市民にとって分かりやすいこと
- ・最初の一袋目から、ごみを減らそうとする動機付けが働きやすいこと
- ・排出量に応じて、広く市民が一定の費用を公平に負担するものであり、  
受益と負担の関係性が明確であること

などから、多くの都市で採用されている「排出量単純比例型」を採用することが適当と考えられる。

## (2) 徴収方法

### ① 標準的な手数料の徴収方法

手数料の徴収方法としては、手数料を含んだ指定袋の販売による方式と、ごみ袋等に貼り付けるシールの販売による方式の2つがあるが、指定袋の販売による方式が標準的である。

### ② 他市の状況

千葉県内では、有料化を実施している全ての市町村において「指定袋」方式を採用している。

(参考)

	指定ごみ袋	シール
取扱いやすさ	収集する際に、排出されている一般廃棄物の量を確認することが容易である。 まとまると重くなり、かさばるために取扱いにくくなる。	ごみ袋に入らない大きさや形の廃棄物を排出する場合にも使用することができる。 収集する際に、排出されている一般廃棄物の量を確認することが比較的困難である。 小さいために取扱いは容易である一方、紛失しやすいものと考えられる。
必要な対応	ごみの種類毎に手数料の料金水準を変える場合には、排出及び収集する際に容易に確認できるように、ごみ袋の表示や色などについて工夫が必要である。 なお、排出抑制効果を得るためには、複数の大きさのごみ袋を用意し、より容量の小さいごみ袋に移行するインセンティブを付与することが重要である。	ごみの種類毎に手数料の料金水準を変える場合には、排出及び収集する際に容易に確認できるように、シールの表示や色などについて工夫が必要となる。 なお、排出抑制効果を得るためには、複数の大きさに対応したシールを用意し、より容量の小さいごみ袋に移行するインセンティブを付与することが重要である。
市場への影響	既存のごみ袋の市場への影響について考慮する必要がある。	既存の市場への影響は少ないと考えられる。
レジ袋の扱い	レジ袋をごみ袋として活用できないため、レジ袋で排出することを防止するなど取扱いを検討する必要がある。	レジ袋をごみ袋として利用することも可能な場合がある。
主な採用実績 参考9参照	排出量単純比例型 排出量多段階比例型 一定量無料型 負担補助組合せ型	一定量無料型 負担補助組合せ型

(出所) 財団法人東京市町村自治会編 (2002) 『家庭ごみ有料化導入ガイド』 日報出版を基に作成

出典) 一般廃棄物処理有料化の手引き (平成 25 年 4 月 環境省)

### ③ 本市における徴収方法

本市では、家庭ごみの分別排出の促進と、収集作業の安全性・効率性を確保するため、平成 11 年 10 月から指定袋制（販売価格は、手数料を含まない袋本体のみの価格）を導入しており、今後も、燃やすごみ等については、指定袋による排出方法を維持することが適当と考えられる。

その場合の方法として、

ア) 販売価格に手数料が含まれた指定袋（有料指定袋）の販売

イ) 指定袋（手数料を含まない）に貼付するシールの販売

により手数料を徴収する方法が考えられる。

本市においては、

- ・市民にとって、排出方法が簡単で分かりやすいこと
  - ・指定袋の個数（枚数）や大きさ（容量）によって、排出量を把握することが容易であること
  - ・収集時において手数料が支払われた適正な排出かどうか確認しやすいこと
- などから、他市町村でも広く採用されている有料指定袋の販売による方式が適当と考えられる。

#### ※ 現在の指定袋制について

市が袋の仕様を定めた上で、製造業者を認定し、自由な流通形態のもとで販売されているが、指定袋の販売価格は袋本体のみの価格で、ごみ処理費用は含まれていない。

5種類の指定袋が用意されているが、排出時に指定袋を用いる必要があるのは、「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」及び「プラスチック製容器包装類」の3種類で、「ビン」と「カン」は指定袋以外の透明又は半透明の袋で排出できる。

	燃やすごみ用	燃やさないごみ用	プラスチック製容器包装用	ビン用	カン用
印刷色	緑	赤	黒	橙	青
素材色	半透明	透明	半透明	透明	透明
容量	15, 20, 30, 45ℓ	15, 20, 30ℓ	30, 45ℓ	15, 20ℓ	15, 20ℓ

### (3) 対象品目

#### ① 対象品目の検討について

12 分別収集している家庭ごみの品目のうち、既に有料で収集している大型ごみ以外の品目について、本市における家庭ごみ有料化の目的と効果、収集方法、市民の受容性等を考慮して、手数料徴収の対象品目を検討する。

#### ② 家庭ごみの分別区分と収集方法

有料指定袋制を採用した場合、現在の収集方法を変更せずに手数料徴収の対象品目とすることができるのは、「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「プラスチック製容器包装類」の3種類であり、その他の品目については、収集方法の変更が必要となる。

家庭ごみの分別区分と収集方法

分別区分		出し方	収集場所
ごみ	① 燃やすごみ	指定袋	ごみ集積所
	② 燃やさないごみ	指定袋	ごみ集積所
	③ 有害ごみ	透明の袋	
	④ 大型ごみ（有料化済）	事前申込み・大型ごみ処理券を貼る	（戸別収集）
資源物	⑤ ビン	指定袋又は透明・半透明の袋	ごみ集積所
	⑥ カン	指定袋又は透明・半透明の袋	
	⑦ 新聞	品目別にひもで縛る (雑がみは紙袋で排出可)	ごみ集積所
	⑧ 雑誌（雑がみを含む）		
	⑨ ダンボール		
	⑩ 紙パック		
	⑪ 布類	透明・半透明の袋	
⑫ プラスチック製容器包装類 (ペットボトルを含む)	指定袋	ごみ集積所	

### ③ 他市の状況

全国のご家庭ごみ有料化実施市における、資源物を対象とした有料化の実施状況は次のとおりである。

有料化市の資源物有料化実施状況(2015年4月現在)



出典) 山谷修作(東洋大学教授)ホームページ

「全国市区町村のご家庭ごみ有料化実施状況(2015年4月現在)」

※家庭系可燃ごみのご家庭ごみ有料化実施市町村が対象

#### ④ 本市における品目毎の方向性

##### ア ごみ

###### ○燃やすごみ・燃やさないごみ

最終処分その他市依存やクリーンセンターの老朽化など、本市におけるごみ処理の問題に対応し、ごみの焼却量や最終処分量の削減を図るために、「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」については、手数料徴収の対象とする必要がある。

###### ○有害ごみ

蛍光管や水銀体温計などの「有害ごみ」については、他のごみへの混入を防止し、有害性のあるごみの適正な分別排出を最優先する観点から、従来どおり無料で収集することが適当と考えられる。

##### イ 資源物

循環型社会の形成に向けて、廃棄物等の発生抑制（リデュース）を徹底していく必要があることや、資源物であってもその収集やリサイクルに一定の処理費用がかかっており、受益と負担の公平性を確保していくためには、「資源物」であっても「ごみ」と同様に手数料徴収の対象とすべきという考え方がある。

一方で、資源物については、分別の促進を重視するという観点から、手数料徴収の対象とする場合でも「ごみ」よりも低い手数料とすることや、従来どおり無料で収集することも考えられる。

###### ○ビン・カン・紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）・布類

- ・ビン・カンについては、ペットボトルなどの軽量素材へのシフトなどにより、過去と比べて発生量そのものが比較的大きく減少していること
- ・燃やすごみの削減のためには、雑がみ等の資源物の分別排出をさらに促進していく必要性が高いこと
- ・手数料徴収のために指定袋制を採用する場合には、現在のごみの出し方を変更する必要があること

から、従来どおり無料で収集することが適当と考えられる。

## ○プラスチック製容器包装類

プラスチック製容器包装類については、分別排出の促進を優先することや、資源物を分別排出する市民の受容性を考慮して、手数料徴収の対象外とするという考え方がある。

一方で、プラスチック製容器包装類については、分別収集の実施によりリサイクルが進んだ一方で、発生抑制が十分に進んでいない現状があり、循環型社会の形成や地球温暖化対策を推進する上で、リサイクルよりも取り組みの優先順位の高い発生抑制（リデュース）を進め、簡易包装の促進や使い捨て容器の削減を進めていくために、手数料徴収の対象とすることも考えられる。

## (4) 料金水準

料金水準の検討にあたっては、次の事項を考慮する。

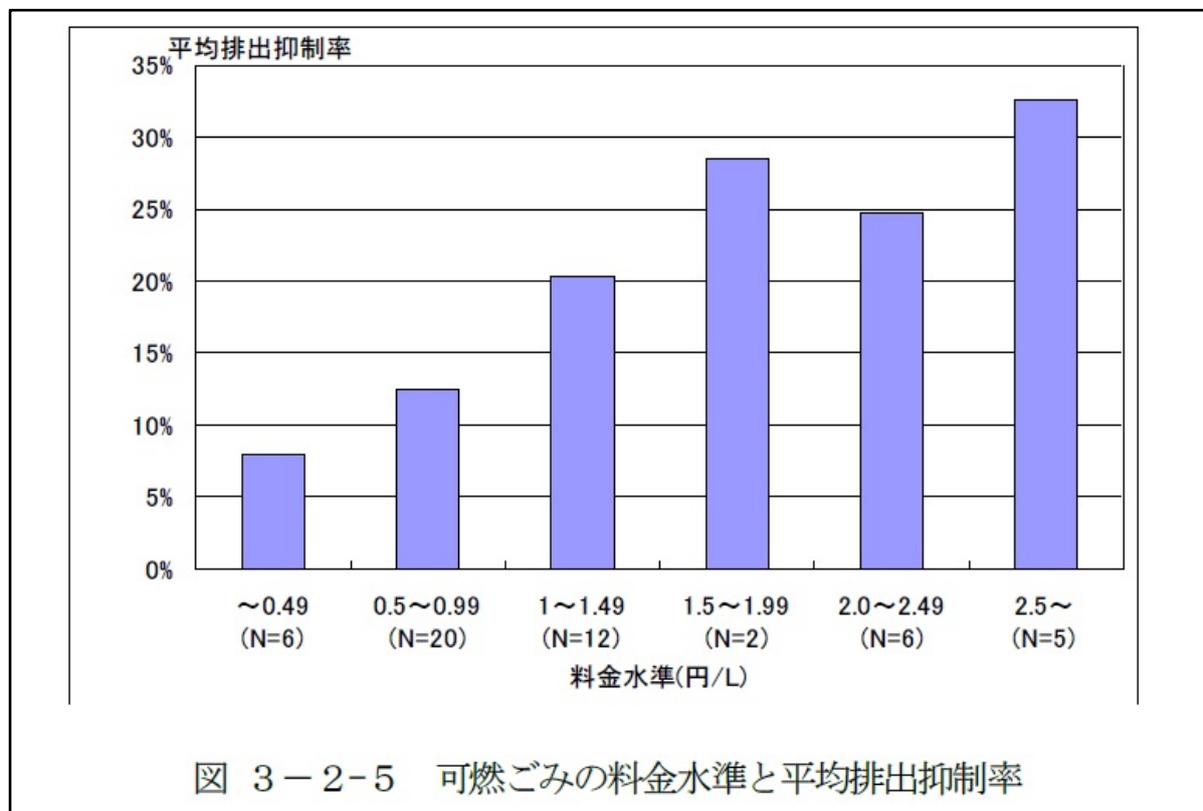
- ① ごみの減量・資源化への効果
- ② 市民の受容性
- ③ 他市の料金水準
- ④ ごみ処理費用に対する負担割合

### ① ごみの減量・資源化への効果

家庭ごみ有料化は、ごみの発生・排出抑制及び分別促進を図ることが主な目的であることから、ごみの削減目標の達成につながる排出抑制効果（ごみを減らす経済的な動機付け）が期待できる料金水準を設定する必要がある。

排出抑制効果については、料金水準が高くなるほど高くなる傾向がある。ただし、実際には併せて行う施策（戸別収集など）の内容も影響すると考えられる。

(可燃ごみの料金水準と平均排出抑制率) ※図中、Nは対象の市町村数



出典) 一般廃棄物処理有料化の手引き (平成 25 年 4 月 環境省)

(他市の事例)

自治体名	人口規模	導入年月	手数料水準 (円/ℓ) (可燃ごみ)	家庭ごみ 抑制率	備考 併用施策
千葉市	97 万人	平成 26 年 2 月	0.8	9.3%	
府中市	26 万人	平成 22 年 2 月	2.0	31.3%	戸別収集の導入
三鷹市	18 万人	平成 21 年 10 月	1.88	12.8%	
多摩市	15 万人	平成 20 年 4 月	1.5	16.7%	プラスチックの分別 収集開始 (有料)
西東京市	20 万人	平成 20 年 1 月	1.5	26.5%	戸別収集の導入 プラスチック製容器 包装類の分別収集開 始
秋田市	32 万人	平成 24 年 7 月	1.0+袋代金	10.3%	
熊本市	73 万人	平成 21 年 10 月	0.78	16.7%	天ぷら油、蛍光管、乾 燥生ごみ、樹木の拠点 回収開始 プラスチック製容器 包装類の分別収集開 始
長野市	38 万人	平成 21 年 10 月	1.0+袋代金	12.9%	
札幌市	193 万人	平成 21 年 7 月	2.0	33.1%	雑がみ、草木類の分別 収集開始 燃やせないごみの収 集回数削減 など
岡山市	71 万人	平成 21 年 2 月	1.11	20.0%	雑がみ、天ぷら油の分 別収集開始 トレイ、蛍光管の拠点 回収開始
仙台市	105 万人	平成 20 年 10 月	0.89	16.1%	紙類の分別収集開始
新潟市	80 万人	平成 20 年 6 月	1.0	26.4%	分別区分変更 分別区分の統一

※千葉市を除いて、平成 20 年～平成 24 年に家庭ごみ有料化制度を導入した市のうち、東京  
都の 10 万人以上の市及び全国 30 万人以上の市の事例

※家庭ごみは、家庭から排出される資源物以外のごみの合計

※抑制率は有料化導入年の前年度と翌年度を比較して算出

※他市の公表資料等に基づき循環型社会推進課で作成

## ② 市民の受容性

市民の負担する手数料は、市民の理解が得られるように、ごみの減量や分別に前向きに努力する世帯にとって過大な負担とならない料金水準とする必要がある。

ごみの排出量（袋の使用枚数）に応じた、1世帯あたりの1ヶ月（4週間）の手数料負担額の想定は以下のとおりとなる。

### <燃やすごみ・燃やさないごみ>

ごみの種類	袋使用枚数	料金水準		
		1円/ℓ	1.5円/ℓ	2.0円/ℓ
燃やすごみ	45ℓ 週3枚	570円	855円	1,140円
燃やさないごみ	30ℓ 月1枚			
燃やすごみ	45ℓ 週2枚	390円	585円	780円
燃やさないごみ	30ℓ 月1枚			
燃やすごみ	30ℓ 週2枚	270円	405円	540円
燃やさないごみ	30ℓ 月1枚			

### <プラスチック製容器包装類>

ごみの種類	袋使用枚数	料金水準		
		0.5円/ℓ	0.75円/ℓ	1.0円/ℓ
プラ容器包装	45ℓ 週1枚	90円	135円	180円
	30ℓ 週1枚	60円	90円	120円

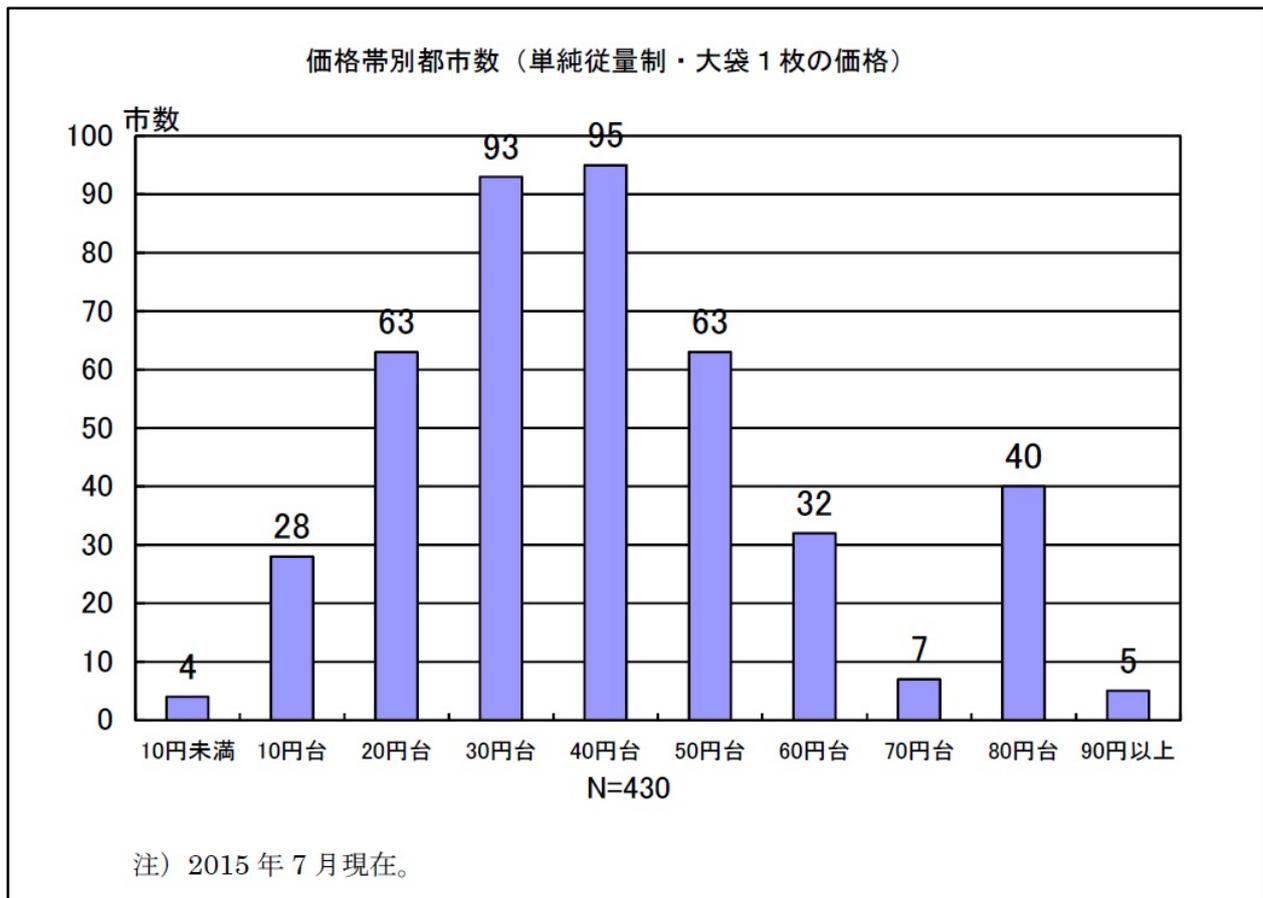
※プラスチック製容器包装類の料金水準を燃やすごみの半額にした場合の想定

### ③ 他市の料金水準

全国的には大袋1枚あたり30～40円台（1ℓあたり1円前後）の都市が多い。また、80円台（1ℓあたり約2円）以上が45都市もある。

なお、千葉県、東京都、神奈川県内の家庭ごみ有料化（単純比例型）を導入している44市の料金水準の平均値は1ℓあたり約1.46円となっている。

（参考）価格帯別都市数（単純従量制（排出量単純比例型）・大袋1枚の価格）



出典) 一般廃棄物処理有料化の手引き（平成25年4月 環境省）

（他市の事例）

自治体名	料金水準 (円/1ℓ)	自治体名	料金水準 (円/1ℓ)	自治体名	料金水準 (円/1ℓ)
千葉市	0.80円	府中市	2.00円	逗子市	2.00円
茂原市	1.63円	町田市	1.60円	鎌倉市	2.00円
木更津市	1.00円	八王子市	1.88円	藤沢市	2.00円
八千代市	0.60円	調布市	1.87円	大和市	1.60円

④ ごみ処理費用に対する負担割合

ごみ処理の受益に応じた負担の公平性を確保していく上で、ごみ処理に要する費用の一定割合の負担を求めていくことが考えられる。

<処理原価>

品目	処理原価(円/トン)	かさ比重(kg/ℓ)	処理原価(円/ℓ)
燃やすごみ	36,216	0.15	5.4
燃やさないごみ	136,558	0.17	23.2
プラスチック製容器包装類	84,692	0.05	4.2

※処理原価は平成 25 年度の実績。計算方法は「廃棄物処理事業原価計算の手引き」（昭和 57 年(社)全国都市清掃会議の手引きに準拠。

※かさ比重は家庭系ごみ質分析調査結果等を参考に設定

(参考) ごみ袋容量に応じた処理原価 ※平成 25 年度実績から算出

燃やすごみ	45ℓあたり約 2 4 3 円
燃やさないごみ	30ℓあたり約 6 9 6 円
プラスチック製容器包装類	45ℓあたり約 1 8 9 円

(参考) 一世帯あたり収集量 (燃やすごみ) ※平成 25 年度実績から算出

世帯人員数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
1 週間あたりの 燃やすごみ収集量 (ℓ)	2 2 0	4 4 0	6 6 0	8 8 0	1 1 0 0

<負担割合ごとの料金水準 (円/ℓ) > ※平成 25 年度実績から算出

品目	処理原価(円/ℓ)	負担割合ごとの料金水準(円/ℓ)				
		20%	25%	33.3%	40%	50%
燃やすごみ	5.4	1.1	1.4	1.8	2.2	2.7
燃やさないごみ	23.2	4.6	5.8	7.7	9.3	11.6
プラスチック製容器包装類	4.2	0.8	1.1	1.4	1.7	2.1

## (5) 手数料の減免等

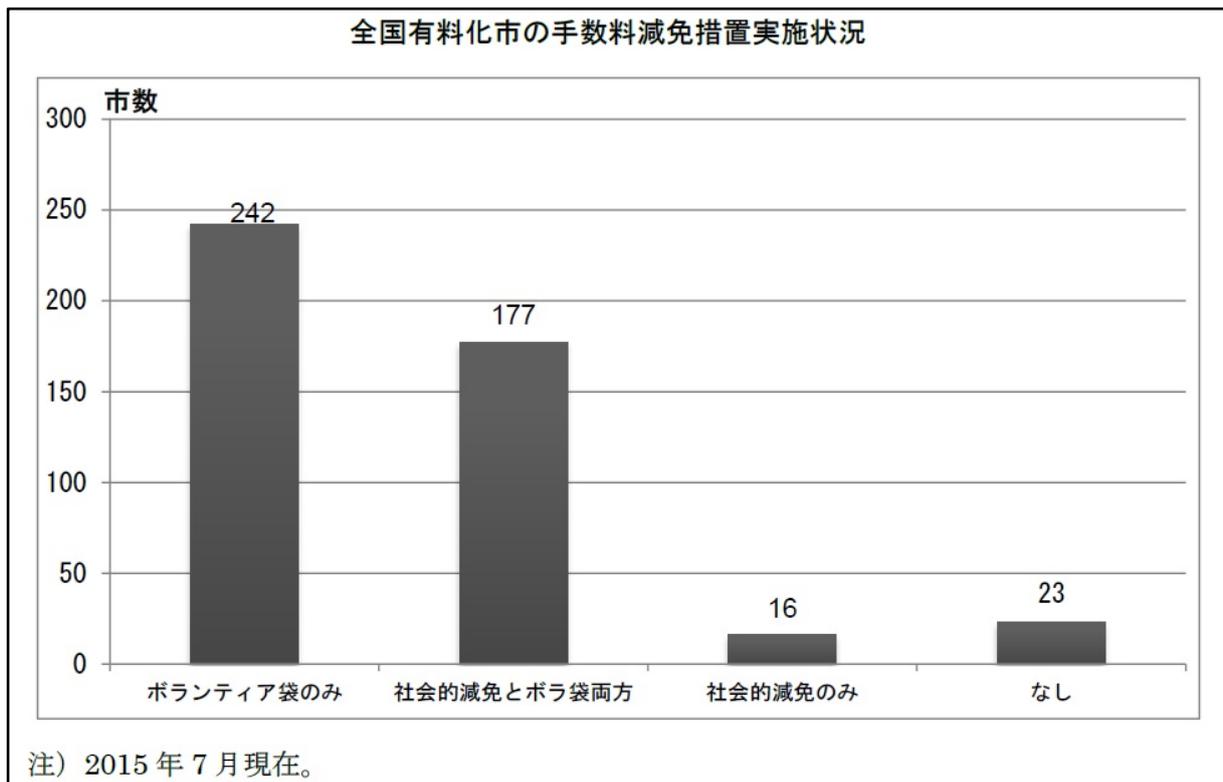
排出量に応じた手数料負担が原則であるが、減量努力が及ばないごみや手数料徴収の対象としてなじまないごみについては、減免や支援措置等の対象とすることが考えられる。

(検討対象例)

- ・乳幼児、高齢者、障害者の紙おむつ
- ・ボランティア清掃活動で集めたごみ
- ・剪定枝（現在、燃やすごみとして収集しているが指定袋の使用は不要）

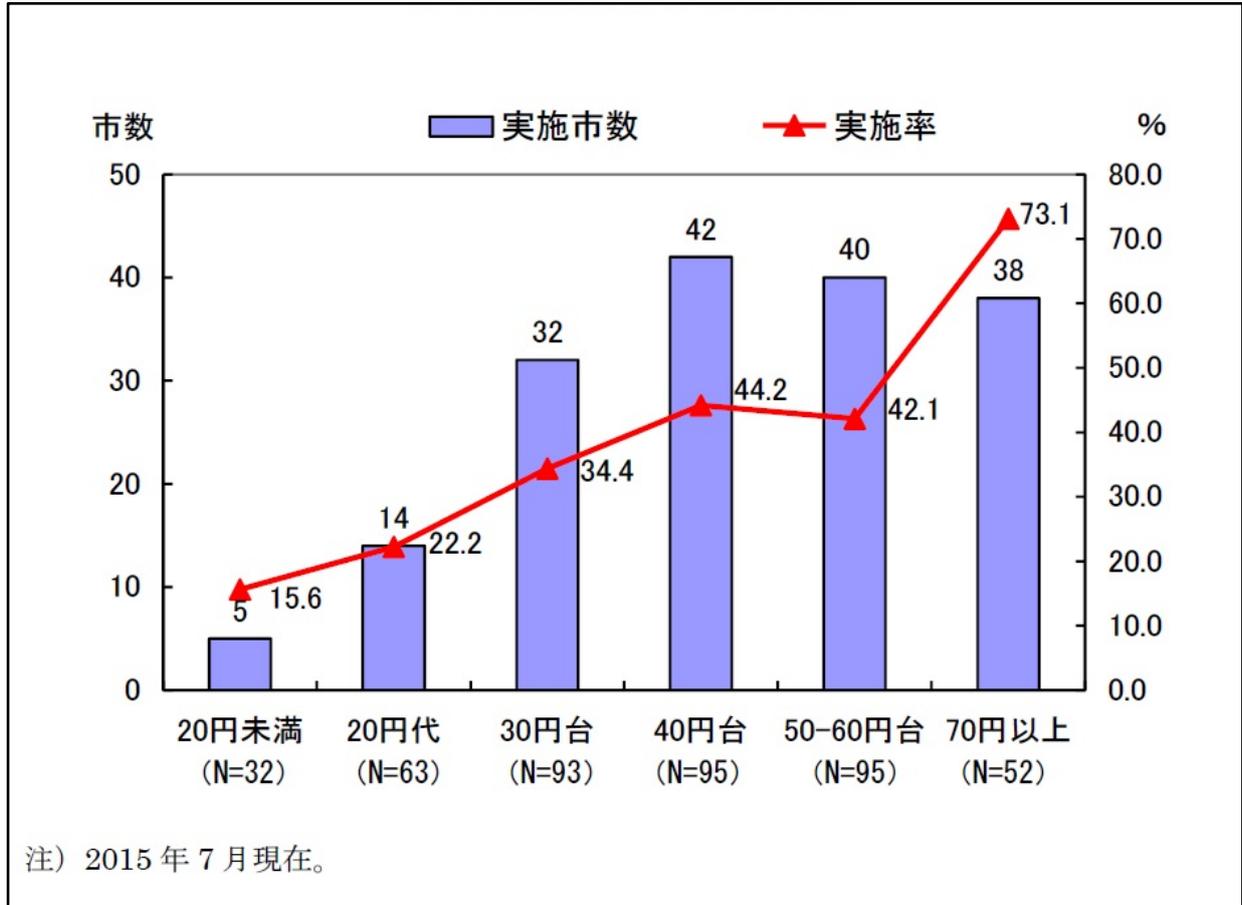
また、一定の経済的困窮者に対する減免措置も考えられる。

(参考) 全国有料化市の手数料減免措置実施状況



出典) 山谷修作 (東洋大学教授) ホームページ

手数料水準別の社会的減免実施率



出典) 山谷修作 (東洋大学教授) ホームページ

(他市の事例)

自治体名 (料金水準)	対象除外等	社会的減免
千葉県 (0.8 円/ℓ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 剪定枝等</li> <li>・ 紙おむつ</li> <li>・ ボランティア清掃活動</li> <li>・ ごみステーション管理</li> </ul>	なし
立川市 (2.0 円/ℓ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 剪定枝等</li> <li>・ 紙おむつ</li> <li>・ ボランティア清掃活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活保護受給世帯</li> <li>・ 中国残留邦人等支援受給世帯</li> <li>・ 児童扶養手当または特別児童扶養手当受給世帯</li> <li>・ 老齢福祉年金受給世帯</li> <li>・ 身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度、若しくは、精神障害者手帳 1・2 級の所持者がいる世帯で、かつ、同一世帯内に市民税課税者が 1 人もいない世帯</li> <li>・ 要介護 4・5 の認定者がいる世帯で、かつ、同一世帯内に市民税課税者が 1 人もいない世帯</li> </ul>
鎌倉市 (2.0 円/ℓ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 剪定枝等</li> <li>・ 紙おむつ</li> <li>・ 地域清掃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活保護受給世帯</li> <li>・ 児童扶養手当受給世帯</li> <li>・ 特別児童扶養手当受給世帯</li> <li>・ ひとり親家庭等医療費助成受給世帯</li> </ul>

## (6) その他

### ○ 指定袋の大きさ・形状等について

指定袋の大きさや形状等については、各世帯のごみ排出量に応じた袋の大きさの選択しやすさ（現行よりも小容量の追加等）や、市民の利便性・取り扱いのしやすさなどを考慮する必要がある。

（現在の指定袋の容量・形状等）

	燃やすごみ用	燃やさないごみ用	空きカン用	空きビン用	プラスチック製容器包装用
印刷色	緑	赤	青	橙	黒
容量	15,20,30,45ℓ	15,20,30ℓ	15,20ℓ	15,20ℓ	30,45ℓ
形態	平袋 又は U形袋				
材質	低密度ポリエチレン又は高密度ポリエチレン	低密度ポリエチレン			高密度ポリエチレン
色	半透明	透明			半透明

※空きカンと空きビンは、指定袋のほか、透明又は半透明の袋でも排出可

（他市の事例）指定袋の容量

自治体名	可燃ごみ	不燃ごみ
千葉市	10ℓ, 20ℓ, 30ℓ, 45ℓ	10ℓ, 20ℓ
立川市	5ℓ, 10ℓ, 20ℓ, 40ℓ	5ℓ, 10ℓ, 20ℓ, 40ℓ
大分市	5ℓ, 10ℓ, 20ℓ, 30ℓ, 45ℓ	5ℓ, 10ℓ, 20ℓ, 30ℓ, 45ℓ

### 3 制度導入にあたっての留意事項等

- 市民への周知
- 不適正排出・不法投棄への対応
- 手数料の使途・活用方法の明確化
- その他